



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

富山労働局発表
令和7年9月12日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 山田 和宏
(電話) 076-432-2735

富山県最低賃金を改正します ～10月12日から時間額1,062円に～

- 富山労働局長(小島 悟司)は、現行の富山県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,062円に改正することを決定し、本日、官報公示を行いました。
- これにより富山県最低賃金は、令和7年10月12日から時間額1,062円に改正します。
- 富山労働局では、今後、改正後の富山県最低賃金の周知や、賃金引上げに向けた支援策として、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など賃金引上げの助成金、また、富山県の上乗せ補助である「富山県賃上げサポート補助金」や「富山県キャリアアップ奨励金」などの周知にも取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- 7月15日、富山労働局長から富山地方最低賃金審議会に改正諮問。
- 8月18日、富山地方最低賃金審議会から富山労働局長に64円引き上げを答申。
- 9月3日、異議申出に対する調査審議の結果の答申を経て、富山県最低賃金改正を決定。
- 本日9月12日、官報公示(10月12日から効力発生)。

【富山県最低賃金額の推移(過去5年)】 富山県最低賃金が新設された昭和47年度以降、最大の引上げ額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	877円	908円	948円	998円	1,062円
対前年度引上率	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%	6.41%
対前年度引上額	28円	31円	40円	50円	64円

【賃金引上げ環境整備等の支援策の一例】

- 業務改善助成金(事業場内最低賃金の引き上げを要件に、生産性向上に資する設備投資等への助成)
- キャリアアップ助成金(いわゆる非正規雇用の労働者の処遇改善等への助成)

【参考1】

たしかめた？

富山県最低賃金

時間額 **1,062 円**

(引上げ額+64 円)

発効日 令和7年10月12日

だよ

富山県で働くすべての労働者に適用されます。

(パート・アルバイトなど雇用形態を問いません。)

たしかめたん

(労働条件確保のための厚生労働省公式キャラクターです。)

☆賃金引上げの助成金☆

【業務改善助成金】

富山労働局では、中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、生産性向上の設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

○申請先

富山労働局 雇用環境・均等室 ☎ 076-432-2728

【富山県賃上げサポート補助金】

富山県は業務改善助成金の上乗せ補助制度を設けています。

○問い合わせ・申請先

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課 ☎ 076-444-8897

詳しくは
こちらから！



【その他の助成金】

富山労働局では、その他、非正規雇用労働者の処遇改善、人材開発や人材確保に関する助成金により、賃金引上げに向けた取組みを支援します。

○助成金の内容・問い合わせ先 (URL 又は QR コードからご確認ください。)

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html



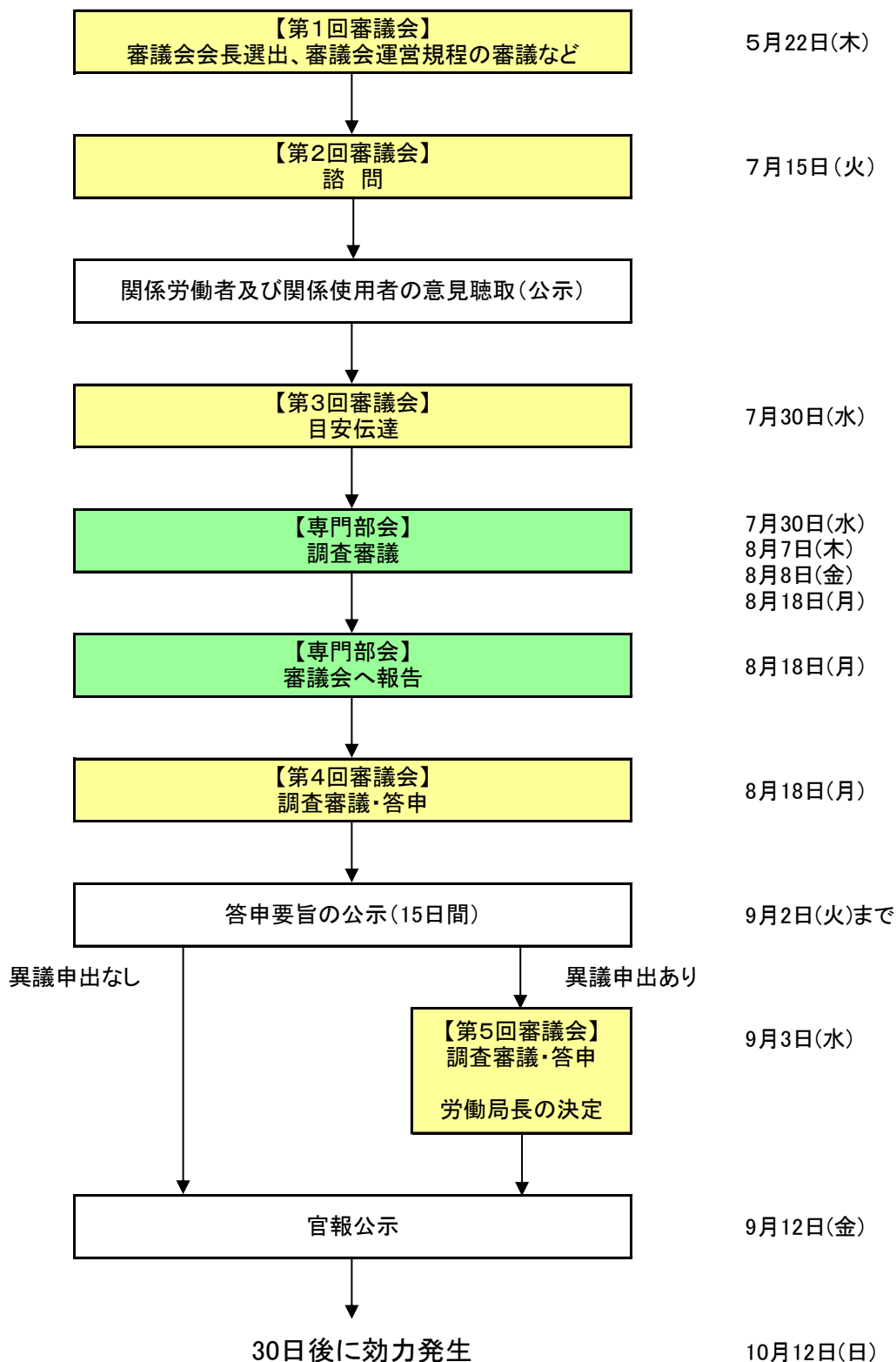
最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室 (☎ 076-432-2735) 又は県内の労働基準監督署へ



厚生労働省

富山労働局

令和7年度最低賃金改正手続の流れ



富山県(地域別)最低賃金額の推移

【参考3】

	日額			時間額			発効日	備考
		引上額	引上率		引上額	引上率		
昭和47年度	1,000円	(円)	(%)	125円	(円)	(%)	S47.10.1	新設
昭和48年度	1,200円	200	20.00	150円	25	20.00	S49.3.24	
昭和49年度	1,640円	440	36.67	205円	55	36.67	S50.2.27	
昭和50年度	1,895円	255	15.55	237円	32	15.61	S51.1.14	
昭和51年度	2,070円	175	9.23	259円	22	9.28	S51.11.5	
昭和52年度	2,275円	205	9.90	285円	26	10.04	S52.10.28	
昭和53年度	2,420円	145	6.37	304円	19	6.67	S53.10.5	
昭和54年度	2,570円	150	6.20	322円	18	5.92	S54.10.5	
昭和55年度	2,749円	179	6.96	344円	22	6.83	S55.10.5	
昭和56年度	2,924円	175	6.37	366円	22	6.40	S56.10.4	
昭和57年度	3,081円	157	5.37	386円	20	5.46	S57.10.4	
昭和58年度	3,179円	98	3.18	400円	14	3.63	S58.10.5	
昭和59年度	3,277円	98	3.08	410円	10	2.50	S59.10.3	
昭和60年度	3,395円	118	3.60	426円	16	3.90	S60.10.3	
昭和61年度	3,497円	102	3.00	438円	12	2.82	S61.10.1	
昭和62年度	3,574円	77	2.20	447円	9	2.05	S62.10.1	
昭和63年度	3,681円	107	2.99	461円	14	3.13	S63.10.1	
平成元年度	3,831円	150	4.07	479円	18	3.90	H1.10.1	
平成2年度	4,016円	185	4.83	502円	23	4.80	H2.10.1	
平成3年度	4,212円	196	4.88	527円	25	4.98	H3.10.1	
平成4年度	4,388円	176	4.18	549円	22	4.17	H4.10.1	
平成5年度	4,523円	135	3.08	566円	17	3.10	H5.10.1	
平成6年度	4,631円	108	2.39	579円	13	2.30	H6.10.1	
平成7年度	4,737円	106	2.29	593円	14	2.42	H7.10.1	
平成8年度	4,836円	99	2.09	605円	12	2.02	H8.10.1	
平成9年度	4,942円	106	2.19	618円	13	2.15	H9.10.1	
平成10年度	5,031円	89	1.80	629円	11	1.78	H10.10.1	
平成11年度	5,076円	45	0.89	635円	6	0.95	H11.10.1	
平成12年度	5,116円	40	0.79	640円	5	0.79	H12.10.1	
平成13年度	5,151円	35	0.68	644円	4	0.63	H13.10.1	
平成14年度	—	—	—	644円	0	0.00	H14.10.1	時間額単独方式に移行
平成15年度	—	—	—	644円	0	0.00	↓	
平成16年度	—	—	—	644円	0	0.00	↓	
平成17年度	—	—	—	648円	4	0.62	H17.10.1	
平成18年度	—	—	—	652円	4	0.62	H18.10.1	
平成19年度	—	—	—	666円	14	2.15	H19.10.20	
平成20年度	—	—	—	677円	11	1.65	H20.10.25	
平成21年度	—	—	—	679円	2	0.30	H21.10.18	
平成22年度	—	—	—	691円	12	1.77	H22.10.27	
平成23年度	—	—	—	692円	1	0.14	H23.10.1	
平成24年度	—	—	—	700円	8	1.16	H24.11.4	
平成25年度	—	—	—	712円	12	1.71	H25.10.6	
平成26年度	—	—	—	728円	16	2.25	H26.10.1	
平成27年度	—	—	—	746円	18	2.47	H27.10.1	
平成28年度	—	—	—	770円	24	3.22	H28.10.1	
平成29年度	—	—	—	795円	25	3.25	H29.10.1	
平成30年度	—	—	—	821円	26	3.27	H30.10.1	
令和元年度	—	—	—	848円	27	3.29	R1.10.1	
令和2年度	—	—	—	849円	1	0.12	R2.10.1	
令和3年度	—	—	—	877円	28	3.30	R3.10.1	
令和4年度	—	—	—	908円	31	3.53	R4.10.1	
令和5年度	—	—	—	948円	40	4.41	R5.10.1	
令和6年度	—	—	—	998円	50	5.27	R6.10.1	
令和7年度	—	—	—	1,062円	64	6.41	R7.10.12	